

クレジットカードや電子マネー決済の場合の領収証保存

事業に必要な支出をクレジットカードで決済すると、クレジットカード会社から利用明細が発行されます。これは商品や役務を提供した事業者自らが作成して交付するものではないため、**クレジットカード利用明細は消費税額の控除に係る請求書には該当しません。**

クレジットカードによる代金の決済を受けた事業者は、一般的に*事業者名、*登録番号、*取引年月日、*商品やサービスの内容、*異なる税率ごとに区分された対価の額、*交付を受けた者の氏名や名称を記載した利用明細や領収証等を発行します。

仕入税額控除には**事業者が直接発行した利用明細や領収証が必要ですので、必ず全て保存**してください。

※電子メールなどインターネットを介して請求書等に該当する利用明細を受け取った場合は、電子帳簿保存法の電子取引の対象になり、電子帳簿保存法に準じた電子保存が必要となります。また、インターネットショッピングで、領収証等を電子データで受け取った場合は、電子データそのものが原本となりますので、注意が必要です。

帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められている取引

◆不動産販売業や中古車販売業など、仕入先がインボイス発行事業者でない一般消費者である場合など、相手方からのインボイスを受け取れない場合の仕入はどうなるのでしょうか？

◇インボイス制度では、一定の事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件です。しかし、インボイス等の交付を受けることが困難であるなどの理由により、**以下の取引については一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。**

- ① 3万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送
- ② 簡易インボイスの記載事項（取引年月日を除く）が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引（①に該当するものを除く）
- ③ 古物営業を営む者のインボイス発行事業者でない者からの古物の購入（古物営業を営む者の棚卸資産に該当するものに限り）
- ④ 質屋を営む者のインボイス発行事業者でない者からの質物の取得（質屋を営む者の棚卸資産に該当するものに限り）
- ⑤ 宅地建物取引業を営む者のインボイス発行事業者でない者からの建物の購入（宅地建物取引業を営む者の棚卸資産に該当するものに限り）
- ⑥ インボイス発行事業者でない者からの再生資源及び再生部品の購入（購入者の棚卸資産に該当するものに限り）
- ⑦ インボイスの交付義務が免除される3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等
- ⑧ インボイスの交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限り）
- ⑨ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）

☆留意点

3万円未満の公共交通機関による旅客の運送かどうかは、**1回の取引の税込価額が3万円未満かどうかで判定**します。1商品（切符1枚）ごとの金額や、月まとめ等の金額で判定しません。



国税庁HPインボイス特集

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>)
上記のサイトでは、制度の概要等の掲載やオンライン説明会（YouTube）が公開されています。

KAWANO PRESS

令和4年
8月1日発行

No. 88

発行元：
(有)ユービーシー経営 Tel:0836-33-6717
河野会計事務所 Fax:0836-33-6753
〒755-0036 Mail:info@ubc-net.com
宇部市北琴芝 1-6-10 URL:http://ubc-net.com

インボイス制度開始までに準備しておきたいこと（番号取得後）

令和5年10月1日から導入されるインボイス制度（適格請求書等保存方式）。インボイス（適格請求書）を発行できる「インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）」の登録申請件数は、令和4年6月末現在、約66万件となっており、弊所においても登録手続を随時進めている最中です。では、登録手続が完了し、番号を取得した後は、具体的に何をすればよいのでしょうか？今回は、制度開始までにご確認・ご準備いただきたいことをご紹介します。

登録番号取得後に、自社（売り手）が発行する請求書、領収証への登録番号の記載例

インボイス発行事業者には、国内において課税資産の譲渡を行った場合に、相手方（課税事業者に限る）にインボイスを交付する義務があります。インボイスには以下の内容を記載する必要があります（図1）。

- ① インボイス発行事業者の**氏名又は名称及び自社の登録番号**
- ② 課税資産の譲渡を行った**年月日**
- ③ 課税資産の譲渡等に係る**資産又は役務の内容**
- ④ 課税資産の譲渡等の対価の額を**税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率**
- ⑤ **税率ごとに区分した消費税額等**
- ⑥ インボイスの交付を受ける事業者の氏名又は名称

また、インボイス発行事業者が小売業など不特定多数の者に課税資産の譲渡等を行う一定の事業を行う場合には、インボイスに代えて**簡易インボイス（適格簡易請求書）を交付することが出来ず**（図2）。

インボイスの発行が必要となるのは、インボイス制度が開始される令和5年10月1日からですが、**それ以前にインボイスと同様のものを発行しても問題ありません。**

図1

日付	品名	金額
11月1日	飲料※	5,400円
11月2日	菓子※	3,240円
合計		54,400円
10%対象		22,000円 (消費税2,000円)
8%対象		32,400円 (消費税2,400円)

※印は軽減税率対象商品

図2

品名	数量	金額
ヨーグルト*	1	¥108
パン*	1	¥324
雑貨	1	¥550
合計		¥982
8%対象		¥432
10%対象		¥550
お預り		¥1,000
お釣り		¥18

*印は軽減税率対象品目です

適用税率又は消費税額等のどちらかを記載 ※両方記載することも可能

自社の登録番号のお知らせと取引先の登録番号の聞き取り

インボイス制度開始後は、インボイス発行事業者以外からの仕入は一定の経過措置期間を除いて、原則として**仕入税額控除が出来なくなります**。そのため、取引開始前に相手方がインボイス発行事業者であるかどうかの確認が重要になります。

相手方の登録番号を確認する方法として、「自社の登録番号のお知らせ」と「取引先の状況の確認依頼」を記した文書の交付による確認方法があります。

自社がインボイス発行事業者の登録申請を行い、登録通知書の交付を受けた後、右の例のような文書を交付することで、自社の登録番号を通知すると共に、「取引先の登録番号」または「相手方が免税事業者である旨」を連絡してもらうことが可能です。

相手方がインボイス発行事業者であるかどうか、しっかり確認を行いましょう。

課税事業者である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが必要です！

〇〇〇御中 会社名

適格請求書発行事業者登録番号のご通知とご依頼について

.....

さて、2023年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)の導入が予定され、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

.....

そこで、弊社の適格請求書発行事業者登録番号をご通知するとともに、貴社の登録番号等について、弊社までご連絡をお願い申し上げます。

.....

1. 弊社登録番号
T×××××× ××××××

2. 課税事業者のご確認及び登録番号に関するご依頼

.....

課税事業者の場合、貴社の適格請求書発行事業者登録番号を以下の問い合わせ先まで、ご連絡願います。
また、課税事業者以外(免税事業者等)の場合は、その旨、ご連絡をお願い致します。
もし、適格請求書発行事業者登録番号の取得が未だの場合は、2023年3月31日までに取得願ひ、2023年5月31日までにご連絡をお願い致します。

3. 問合せ先
.....

受け取ったインボイスの保存にあたって気を付けたいこと

インボイス制度では、請求書等の交付を受けることが困難な一定の取引を除き、**一定の事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件**となります。また免税事業者などインボイス発行事業者でない者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。保存が必要となる請求書等には以下のものが含まれます。

- ① インボイス又は簡易インボイス
- ② インボイスの記載事項が記載された仕入明細書等
(買手が作成する書類で一定の記載事項が記載されており、売手の確認を受けたもの)
- ③ 卸売市場において出荷者から委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の販売及び農協等が生産者から委託を受けて行う農林水産物の販売について、委託者から交付を受ける一定の書類
- ④ ①～③の書類に係る電磁的記録

☆留意点

交付され保存していた**請求書等が記載不足の場合は仕入税額控除はできません**。
請求書等の記載不足や記載の誤りを自分(買手)で修正することはできない(売手の確認が必要である)ため、**インボイス発行事業者(売手・取引先)に再交付を求める等の対応が必要**になります。

単一の書類でインボイスとする方法、複数の書類でインボイスとする方法

インボイスとは必要な事項が記載された請求書・納品書等をいいますが、**1つの書類のみで全ての記載事項を満たす必要はなく、交付された複数の書類の相互の関連が明確で、インボイスの交付対象となる取引内容を正確に認識できる方法で交付されていれば、これら複数の書類に記載された事項によりインボイスの記載事項を満たすことができます**。

例えば、納品書に「インボイス発行事業者の名称」「取引年月日」「商品名」「税率ごとに区分して合計した税込価額」「適用税率」「税率ごとに区分した消費税額」「交付を受ける事業者の名称」を記載し、請求書に「登録番号」を記載した場合は納品書と請求書を合わせて記載事項を満たすこととなります。

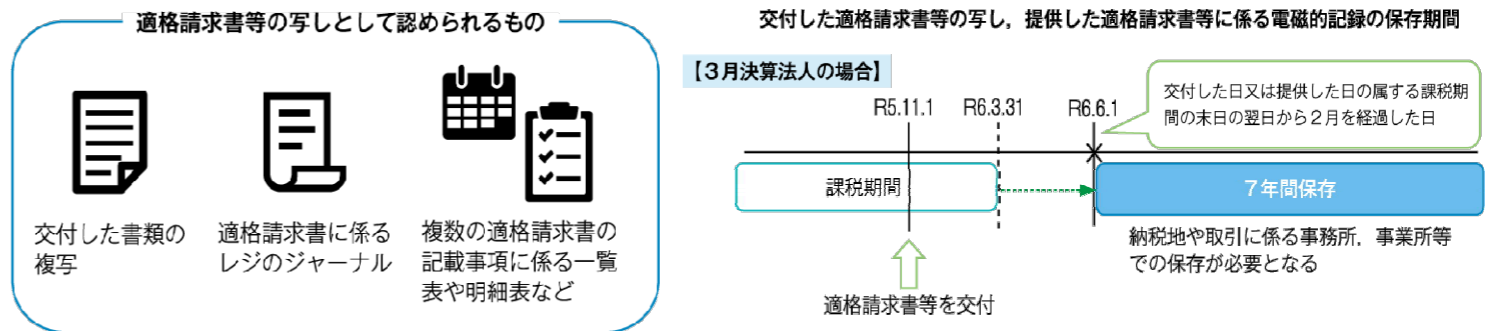
交付された書類のどの組み合わせで一つのインボイスとなるのか、交付された納品書や見積書等は後にインボイスの一部となるものなのか等は判別しづらく混乱が予想されます。そのため**インボイス制度が導入される前に事業者間でコミュニケーションをとり、交付される書類のうち、どの書類がインボイスに該当することになるのか認識を合わせておくことが重要**です。

自社が発行したインボイスの写しの保存義務

インボイス発行事業者は、交付したインボイス等の写し及び提供したインボイス等に係る電磁的記録の保存義務があります。

交付したインボイス等の写しとは、交付した書類そのものを複写したものに限らず、そのインボイス等の記載事項が確認できる程度の記載がされているものも含まれます。

インボイス等の写しやそれに係る電磁的記録は、**交付日又は提供日の属する課税期間の末日の翌日から2か月を経過した日から7年間**、納税地又はその取引に係る事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存してください。



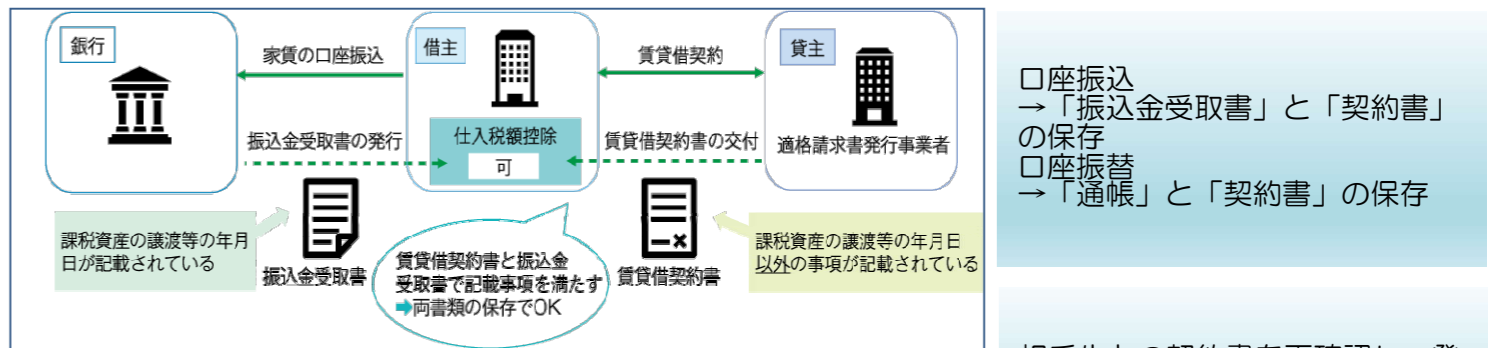
口座振替・口座振込の取引のインボイスはどうすればよいか

口座振替による家賃・水道光熱費・顧問料等の支払いなど取引の都度、請求書や領収証が交付されない取引があります。請求書等が交付されない取引については「口座振替」の帳簿記載による仕入税額控除は不可になり、契約書等の書類の保存が必要になります。

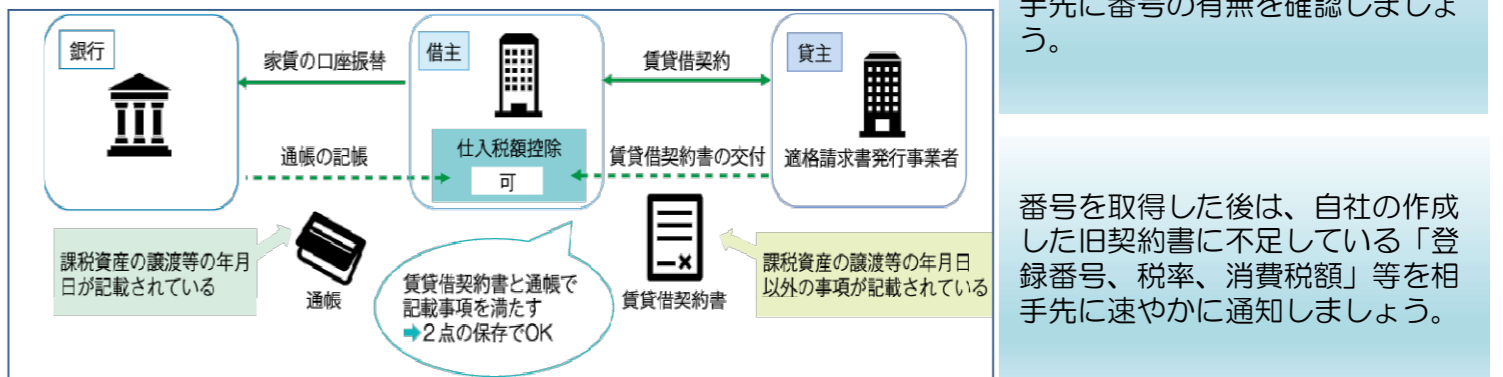
☆留意点

令和5年10月以降に新たに契約をする場合は取引先の登録番号等が記載されています。注意したいのが、令和5年10月前から既に契約を結んでいるケースです。インボイス制度が始まる前に契約を締結しているため、その締結時期によっては、登録番号のほかにもインボイスの記載事項である「適用税率」や「消費税額等」が契約書(賃貸借契約書等)に記載されていないことが想定されます。この場合、**新たに契約書を結び直す必要はありませんが**、契約者は記載が不足している登録番号や適用税率や消費税額等について、**取引先から別途通知を受け、保存をする必要**があります。

◆例：借主が家賃を口座振込で支払った場合における請求書等の保存要件



◆例：借主が家賃を口座振替で支払った場合における請求書等の保存要件



番号を取得した後は、自社の作成した旧契約書に不足している「登録番号、税率、消費税額」等を相手先に速やかに通知しましょう。